自動配送ロボットの安全基準等の策定方針

2022 年 3 月 30 日
一般社団法人ロボットデリバリー協会

現在、低速・小型の自動配送ロボット（以下「ロボット」という。）の制度整備を含む、道路交通法の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）が国会に提出されている。その法案が成立し施行された後、各事業者がロボットを安全に公道で運行できるようにするため、本協会は法案が施行されるまでに、安全基準とガイドラインを策定し、安全基準に基づく認証等の仕組みづくりを行う予定である。本方針は、これらを検討するに当たっての基本的な考え方を示すものである。

1　基本的な考え方

(1) ロボットの安全な公道走行は、各事業者が法令を遵守するとともに、各々のロボットや走行させる場所等に応じて必要な安全確保措置を講じることで実現されるものであることを前提に、各事業者が共通して遵守すべきものとして、ロボットの運用に関するガイドラインを策定する。

(2) そのガイドラインに則って運用されるロボットの機体及び遠隔操作装置に関する安全基準を策定し、それに基づく認証等の仕組みを構築する。

(3) 法案において、ロボットが走行する場所は、歩道や路側帯等の歩行者が通行すべき場所として規定されている場所とされており、これらの場所においては、歩行者の安全を最優先に確保する。

(4)　このため、法案に定められている交通ルールを遵守することに加えて、特に安全を確保すべき子供、高齢者及び障害者に配慮する。

(5)　ロボットは、新たな交通主体として公道を走行することとなることから、地域住民等による社会的受容性の向上に努める。

(6)　ロボットは、遠隔操作により公道を走行することが主に想定されることから、その場に操作者がいないという特性を踏まえる。

2　安全基準

(1)　ロボットの大きさ及び性能上の最高速度並びに非常停止装置については、法案に定める遠隔操作型小型車の基準に適合することを前提とする。

(2)　その上で、安全基準においては、以下の項目等について定めることを検討する。

○　ロボットの機体

- 制動装置
- 遠隔操作を行うために必要な機能

・　その他必要な事項

○　遠隔操作装置

・　機体の周辺の状況を確認し、的確に操作するために必要な機能

・　機体を通じて遠隔操作者と歩行者等がコミュニケーションできる機能

・　その他必要な事項

３　ガイドライン

(1)　１に記載のとおり歩行者の安全を最優先に確保しつつ、自動車や自転車を含めた他の交通主体との関係においても、交通の安全と円滑を確保することを前提とする。

(2)　その上で、ガイドラインにおいては、以下の項目等について定めることを検討する。

○　遠隔操作の実施体制

○　遠隔操作の方法

○　遠隔操作者その他のロボットの公道走行に関わる者の必要な知識・能力の確保

○　走行を予定している場所や時間帯に応じて交通の安全と円滑を確保するために必要な措置

○　交通事故その他のトラブル発生により現場における対応が必要な場合の措置

○　交通事故等が発生した場合に備えた賠償能力の確保

○　その他必要な事項

以上